第4次五島市財政改革プラン

(令和3年度~令和7年度)

令 和 3 年 3 月五 島 市

# 目 次

1	はしめに	
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	1
I	第3次財政改革プランの検証	
1	目標の達成状況	2
2	財政健全化の効果額	۷
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	財政改革に向けた基本的な方針	
1	計画期間	5
2	基本方針	5
3	基本目標	5
IV	財政改革に向けた取り組み	
1	歳入の確保	6
2	歳出の抑制	8
V	財政収支見通し(令和3年度~令和7年度)	
1	中期財政見通し算出条件	10
2	中期財政見通し(財政健全化取組前)	12
3	中期財政見通し(財政健全化取組後)	14
VI	資料編	
1	用語解説	18

### 1 計画策定の目的

本市の財政状況については、市町村合併以降、平成17年11月に策定した五島市財政健全化計画\*1をはじめ、これまで3次にわたる計画を策定し、地方債(市債)\*23の計画的な発行と繰上償還による公債費\*35の縮減、定員適正化や施設の民間移譲などをはじめとする行財政改革の取り組みにより、財政の健全性を示す指標\*52はおおむね改善され、健全な財政運営に努めているところです。

しかしながら、本市の財政は、市税\*<sup>13</sup>等の自主財源\*<sup>12</sup>に乏しく、地方交付税\*<sup>21</sup>や国庫支出金\*<sup>22</sup>、地方債等の依存財源\*<sup>19</sup>が約8割を占める財政構造にあり、安定的な財政運営に必要な財源の確保が難しい状況にあります。

また、今後、市町村合併に伴う財政支援措置の終了や人口減少による歳入の減少、老朽化した 公共施設やインフラの維持管理・更新等にかかる費用の増加、近年実施した大型建設事業のため に借入れた地方債償還の増加など、これまで以上に厳しい財政構造の硬直化が懸念されます。

それに加え、社会情勢に大きな変革をもたらした新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市 民生活や地域経済は大きな影響を受け、経済活動の停滞による市税等の減収やコロナ対策事業の 実施に伴う財政調整基金\*54の取り崩しなど今後の財政見通しが立ちにくい状況にあります。

以上のように、本市を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあり、新たな計画の策定と推進が必要であることから第4次財政改革プラン(令和3年度~令和7年度)を策定しました。

今後も、最重要課題である「人口減少対策」の取組を積極的に推進するため、「第2期五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略\*2」に基づく重点施策を柱とし、「新型コロナウイルス感染症対策」・「自然災害等に対する防災・減災対策」・「脱炭素社会の実現に向けた取組」及び「行政のデジタル化」など、新たな行政課題に対応しながら、持続可能な財政運営の確立を図ってまいります。そのためには、引き続き行財政改革に取り組み、徹底した経費の節減・合理化や一層の自主財源確保に努めていくことが必要であり、事業の「選択と集中」による歳入に見合う歳出構造を堅持していかなければなりません。

引き続き、市民の皆様と関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「第4次五島市行政改革大綱\*3」の基本方針Ⅲ:健全な財政運営に基づき、「財政改革プラン」を策定、財政指標などの具体的な数値目標を定め計画を推進していくものであり、「定員管理計画\*4、公共施設等総合管理計画\*5」などとの整合を図ります。

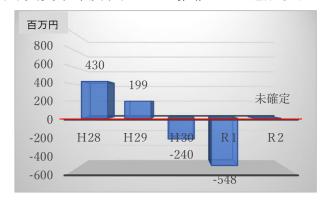
## 1 目標の達成状況

第3次財政改革プランは、平成28年3月に策定、計画の期間を平成28年度から令和2年度までの5年間とし、令和2年度の普通交付税合併算定替\*57の終了に耐えられる財政基盤を構築し、歳入に見合う歳出構造への転換を図ることを目指しました。

計画では、以下3項目の目標を掲げており、それぞれの目標の達成状況について検証します。

#### 目標① 取組期間中の単年度収支不足を解消します。

#### (1)実質単年度収支\*47の推移とその達成状況



〇平成 28 年度及び平成 29 年度決算の実質的な収支は、 プラスとなっています。

〇平成30年度及び令和元年度決算については、大型建設 事業などの実施による投資的経費に係る一般財源の増や普 通交付税の減もあり、財源不足を財政調整基金で賄ったこと から実質的な収支はマイナスとなっています。

#### 目標② 取組期間中の経常収支比率の現行水準維持(91%)を目指します。

#### (2) 経常収支比率\*50の推移とその達成状況



〇平成 28 年度及び平成 29 年度決算においては、経常収支比率は 91%以下で推移しておりますが、平成 30 年度・令和元年度及び令和 2 年度決算については、経常収支比率の現行水準維持には至っておりません。

〇これは平成 28 年度及び 29 年度に実施した繰上償還による公債費の減少によって経常歳出の削減が図られた一方、普通交付税の縮減などに伴い歳入経常一般財源が減少したことが経常収支比率を高めた主な要因となっております。

#### 目標③ 取組期間中の実質公債費比率 9%未満を維持します。

#### (3) 実質公債費比率\*51の推移とその達成状況



○取組期間中の実質公債費比率は、5.4%から6.6%となる見込みです。

〇これは繰上償還の実施による公債費の削減や償還費用の7割から8割が普通交付税に算入される有利な起債(辺地債:80%、過疎債70%、合併特例債\*56:70%算入)を優先的に活用したためです。

#### 《参考》取組期間中の財政状況

#### (1) 市税収入と人口の推移



#### (2) 新規発行債と地方債残高の推移



#### (3) 地方交付税等の推移



#### (4) 財源調整基金残高\*<sup>55</sup>の推移



このように第3次財政改革プランの3つの目標は一部目標未達成となっておりますが、取組期間中には、市税等の歳入確保や地方債の計画的発行、事務事業の整理合理化による歳出削減などにより、財政の健全性を示す指標\*52(財政健全化法に基づき算定する健全化判断比率(4つの財政指標))は改善されている状況にあります。

しかしながら、今後は、人口減少等による普通交付税の減少や大型建設事業の財源として借入れた地方債の償還金の増加が見込まれるため、その動向に留意するとともに、歳入に見合う歳出構造へのさらなる転換が急がれます。

### 2 財政健全化の効果額

第3次財政改革プランの取組期間中は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金、地方創生推進交付金、離島活性化交付金などの国の施策に基づく事業や大型建設事業を実施したことなどから中期財政見通しと比較して決算規模は大きく増加しています。

このような中においても、必要な財源を確保しながら、人件費や公債費などの経費削減に努めた結果、第3次財政改革プラン期間中(H28~R2)の効果額は31億円となる見込みです。

歳入及び歳出に係る主な効果額は、以下のとおりです。

#### 歳入

財政健全化の内容	効果額
ふるさと納税の推進	1億8,500万円
市有財産(松寿園・福江幼稚園)の売却	1億5,500万円
小計①	3億4,000万円

#### 歳出

MX III						
財政健全化の内容	効果額					
人件費の削減	7億1,700万円					
○第3次定員適正化計画に基づき、計画的に適正な定員管理を行い、人	、件費を削減しました。					
<b>公債費の削減</b> 11億4,600						
○計画期間中の2か年度において繰上償還を実施するなど公債費しかしながら、令和元年度にはごみ処理施設や本庁庁舎建設などのことから地方債残高が一時的に上昇しました。						
繰出金の抑制	6億3,500万円					
《内訳》						
○交通船事業におけるデマンド運航への転換など	2千万円					
○簡易水道事業における上水道事業への経営統合及び公営企業法によ	る法適化等 4億7,800万円					
○玉之浦診療所の無床化及び三井楽診療所の人員配置見直しなど	1億3,700万円					
ごみ処理施設の一元化	2億2,100万円					
納税組合の廃止	4,400万円					
小計②	27億6,300万円					
<u></u> \$\\(\(\)_+(\(\)\)\\	31倍300万田					

## 1 計画期間

計画期間は、今後の社会経済情勢及び財政状況等の変化を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## 2 基本方針

中長期的な展望のもとに、健全な財政運営が図られるよう、各種財政指標等についての明確な数値目標を設定した「財政改革プラン」を策定し、積極的に推進します。

また、歳入と歳出の両面から財政の健全化に取り組むとともに、施策・事業の「選択と集中」により、 将来を見据えた持続可能な財政運営を目指します。

なお、この計画は、現行の行財政制度により作成したものであり、今後、新型コロナウイルス感染症対策などを含め、地方財政を取り巻く環境が変化していく中で、状況が大きく変わることも予想されることから、中期財政見通しについて、毎年度見直しを行なっていきます。

## 3 基本目標

(1)令和7年度における財源調整基金残高について、47 億 64 百万円以上を維持することを目指します。

目標指標	2020 年度(令和 2 年度) 決算見込基準値	2025 年度(令和 7 年度) 目標値
財源調整基金残高	56 億 98 百万円	47 億 64 百万円

<sup>※</sup>財源調整基金=財政調整基金+減債基金

(2)取組期間中の経常収支比率について、95%未満を維持することを目指します。

目標指標	2020 年度(令和 2 年度)	令和3年度~令和7年度		
	決算見込基準値	目標値		
経常収支比率	94.5%	95%未満		

(3)取組期間中の実質公債費比率について、9%未満を維持することを目指します。

目標指標	第3次財政改革プラン 基準値	令和 3 年度~令和 7 年度 目標値
実質公債費比率	9%未満	9%未満

## Ⅳ 財政改革に向けた取り組み

持続可能な財政構造の構築を図るため、令和元年 12 月に策定しました第 4 次五島市行政改革大綱に基づき、次の項目に取り組みます。

なお、目標効果額は、取組期間中における一般財源\*11ベースでの目標削減額を指します。

### 1 歳入の確保

## 項目① 市税徴収率の向上

目標効果額 1億6.900万円

#### 〇中期財政見通しの 1%以上の収入増

市税については、自主財源の確保と市民負担の公平性の観点から、これまで以下の取組を実施し、収納率の向上に努めてきました。

- (1)口座振替による納税の推進
- (2)長崎県地方税回収機構との連携による財産調査、納税指導、差押えなどの滞納整理の強化
- (3)ファイナンシャルプランニングのノウハウを活かして滞納者の生活改善を図ることで、継続的に納税できる環境を整備

上記(1)~(3)の取組を継続するとともに、令和3年度からはコンビニ収納を導入し、納税者の利便性の向上を図り、さらなる納税の推進に努め、中期財政見通しの1%以上の収入増を目指します。

### 項目② ふるさと納税の推進

目標効果額 2億9.500万円

#### ○計画の最終年度の納税額5億円を目標

より多くの方々に応援していただけるよう、五島の魅力を戦略的に発信するとともに、「五島市ならでは」の魅力ある返礼品の充実を図り、リピーターや新規寄附者の獲得促進に取り組み、計画の最終年度の納税額5億円を目指します。

## 項目③ 有利な地方債の活用による財源の確保

地方債の活用については、引き続き、事業の優先順位や実施時期を検証し、辺地債、過疎 債、合併特例債などの交付税措置の高い有利な地方債の活用に努めます。

#### 項目④ 遊休資産に関する情報の発信と売却、貸付の推進

公共施設の統廃合等によって生じた余剰地や既存の遊休資産等については、維持管理経費を伴うことから、地域ニーズの情報収集を行った上で、民間への売却や貸付を積極的に進め、自主財源の確保を図るとともに、市有財産の保有量の縮減に取り組みます。

- (1)活用可能な資産の更なる掘り起こしを行うため、各資産の利用状況や活用の可能性等について調査・点検を行います。
- (2)市が保有する「遊休資産」に関する詳細(現況、位置図等)な情報の積極的な発信を行います。

#### 項目⑤ 債券の運用

基金の効率的な運用を図り、一般財源の確保を推進するため、債券運用を行います。

#### 項目⑥ その他の歳入確保

市営住宅使用料等の滞納整理を強化することにより、収納率の向上に努めます。 また、使用料及び手数料\*15については、受益者負担の適正化を図るため、サービス提供のため に必要なコストを検証し、必要に応じて見直しを行うなど、自主財源の確保に向けた取り組みを推 進します。

### 2 歳出の抑制

#### 項目① 人件費\*33の抑制

目標効果額 3億4.400万円

#### ○第4次五島市定員管理計画等に基づく人件費の抑制

#### (1) 定員管理の適正化

第4次五島市定員管理計画(令和2年2月策定)については、令和2年4月1日現在の一般行政職の目標職員数470人を基準として、5年間で15人削減し、令和7年4月1日には455人とすることとしています。

事務事業の「選択と集中」をはじめ、ICT(情報通信技術)の導入やアウトソーシングなど行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえながら、計画的かつ適正な定員管理を推進します。

#### (2) 給与の適正化

職員等の給与の在り方については、一般行政職のみならず職種全般について不断に点検し、 国や県などとの均衡を勘案しながら、給与等水準の適正化を図ります。

#### 項目② 公債費の抑制

目標効果額 5.500 万円

#### 〇普通建設事業費\*40の見直しによる公債費の節減

新規発行債の抑制を積極的に行うことで、後年度の公債費負担の軽減を図ります。

また、合併特例債については、発行可能額が少なくなってきていることから、これまで合併特例 債を活用して実施してきた事業については、事業規模の検討やその他有利な地方債の活用に努 めます。

## 項目③ 物件費\*37の削減

目標効果額 14億700万円

- 〇消耗品·備品等の適正管理、消費的経費\*36の不断の見直し
- 〇施設の統廃合・民間移譲など

消費的性質を有する旅費や需用費、役務費、委託料及び備品購入費等については、不断の 見直しを行うとともに、公共施設等総合管理計画に沿って施設の統廃合を計画的に進めること で、施設の維持・管理経費を削減します。

## 項目④ 補助費等\*38の削減

目標効果額 11億4,200万円

#### ○補助金の見直し

補助費等については、市の財政関与の必要性、支援方法の妥当性等を精査、検討のうえ、補助金等の効果が最大限に発揮されるよう施策の重点化や環境の変化に対応した見直しを行い、整理合理化を図ります。

## 項目⑤ 投資的経費\*39の抑制

目標効果額 1億1,200万円

#### 〇普通建設事業費の見直し

投資的経費については、長期的な経済情勢や人口動態、環境や景観、費用対効果などの観点から必要な見直しを行うとともに、既存施設等の有効活用のほか、完成後に発生するランニングコストについても十分考慮して事業実施に努めます。

## 項目⑥ その他の歳出の抑制

上記①~⑤以外の歳出についても、事業の必要性や費用対効果を再検討のうえ、支出の抑制に努めます。

また、事業評価により、事業の実施状況や成果に対する評価を行い、事業の実施期間及び廃止・見直し時期を明確にすることで「選択と集中」を図り、予算編成等に反映します。

## 1 中期財政見通し算出条件

「第4次五島市財政改革プラン」の策定に当たり、12頁から13頁の表1のとおり、今後5年間の「中期財政見通し(令和3年度~令和7年度)」を試算しました。

当該試算は、現行の行政サービスの水準を維持し、かつ、建設事業など現時点で計画されている 事業を予定どおり実施して、このまま財政運営を継続した場合の普通会計\*10 の収支見込みであり、 右頁の算出条件のもと試算しております。

また、当該試算により各年度において、収支不足が見込まれることから、先の第 4 次五島市行政 改革大綱に基づく財政改革に向けた取り組みとして実施する、歳入の確保及び歳出の抑制を加味し た健全化後の収支見込は 14 頁から 15 頁の表 2 のとおりとなります。

## (1)歳入

市税	税制改正及び新型コロナウイルス感染症の影響、税目ごとに収納率等を考慮し推計
地方交付税	《普通交付税》
	・令和2年国勢調査地方集計結果の人口により試算
	· 令和 2 年度単位費用、係数等を使用
	・公債費については地方債(市債)の額と連動し推計
	《特別交付税》
	· 令和 3 年度当初予算 <sup>*6</sup> ベースで推計
国県支出金	
地方債(市債)	・各年度の事業計画から積み上げて試算
その他	

#### (2)歳出

人件費	·職員給与費は、第4次五島市定員管理計画(令和2年4月1日~令和7年4月1
	日)による職員数の推移等により試算
公債費	・既発行分に係る償還金に新規発行見込み分を加えて推計
補助費等	・令和2年度当初予算と比較して、今後一定額以上の事業費又は一般財源の増減が
投資的経費	ある事業の増減を見込んで試算
その他の経費	
繰出金	·特別会計*9の各年度収支見込より試算

※今後、国の制度の見直しや社会情勢による変動が大いに予想されるため、必ずしも試算のとおりに推移していくとは限りません。あくまでも現時点での見通しという推計であり、適宜見直しを行っていきます。

## 2 中期財政見通し(財政健全化取組前)

表1 中期財政見通し(令和3年度~令和7年度)

(単位:百万円,%)

	令和2年度	医当初予算	令和	13年度見込	額	令和	4年度見込	額
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	対前年比	事業費	一般財源	対前年比
歳入総額(ア)	29,821	18,236	29,998	18,071	△ 0.9	29,802	18,378	1.7
市税(地方税)	3,473	3,473	3,399	3,399	△ 2.1	3,425	3,425	0.8
地方譲与税	255	255	239	239	△ 6.3	239	239	0.0
各交付金	771	771	747	747	△ 3.1	902	902	20.7
地方特例交付金	13	13	18	18	38.5	18	18	0.0
地方交付税	13,149	13,149	12,838	12,838	△ 2.4	13,200	13,200	2.8
国県支出金	7,240	29	7,283	16	△ 44.8	7,033	29	81.3
市債(地方債)	3,704	440	3,712	672	52.7	3,329	460	△ 31.5
その他	1,215	104	1,761	141	35.6	1,656	105	△ 25.5
歳出総額(イ)	30,593	19,008	30,807	18,880	△ 0.7	30,849	19,425	2.9
人件費	4,914	4,686	4,964	4,732	1.0	4,940	4,711	△ 0.4
扶助費	5,287	1,655	5,304	1,661	0.4	5,316	1,667	0.4
公債費	3,821	3,787	3,924	3,819	0.8	4,310	4,192	9.8
物件費	3,905	2,983	4,245	3,118	4.5	4,057	3,003	△ 3.7
維持補修費	151	139	164	151	8.6	151	139	△ 7.9
補助費等	4,011	2,240	4,073	2,151	△ 4.0	3,977	2,425	12.7
投資的経費	5,288	1,090	5,098	1,067	△ 2.1	5,095	1,149	7.7
繰出金	2,454	2,000	2,439	2,019	1.0	2,427	1,995	△ 1.2
その他	761	427	596	162	△ 62.1	576	144	△ 11.1
収支(ウ)=(ア)-(イ)		△ 772			△ 809			△ 1,047
基金取崩し額(エ)		772			809			1,047
最終収支(オ)=(ウ)+(エ)		0	0			0		
累積赤字(カ)		0			0			0
年度末基金残高(キ)		5,698			4,889			3,842

<sup>※「</sup>最終収支(オ)」は、収支(ウ)の不足額を基金の取崩しにより補てんした後の収支です。

<sup>※</sup>令和2年度当初予算の「年度末基金残高(キ)」は、令和2年度決算見込です。 ※四捨五入のため、歳入総額(ア)と歳出総額(イ)は内訳の合計と一致しない場合があります。

(単位:百万円,%)

	令和	5年度見辺	절	令和	6年度見込	額	令和	17年度見2	藰
	事業費	一般財源	対前 年比	事業費	一般財源	対前 年比	事業費	一般財源	対前 年比
歳入総額(ア)	28,608	18,375	0.0	26,913	18,226	△ 0.8	26,949	18,198	△ 0.2
市税(地方税)	3,433	3,433	0.2	3,369	3,369	△ 1.9	3,360	3,360	△ 0.3
地方譲与税	239	239	0.0	239	239	0.0	239	239	0.0
各交付金	902	902	0.0	902	902	0.0	902	902	0.0
地方特例交付金	18	18	0.0	18	18	0.0	18	18	0.0
地方交付税	13,189	13,189	△ 0.1	13,104	13,104	△ 0.6	13,085	13,085	△ 0.1
国県支出金	6,874	29	0.0	6,543	29	0.0	6,672	29	0.0
市債(地方債)	1,659	460	0.0	1,471	460	0.0	1,386	460	0.0
その他	2,294	105	0.0	1,267	105	0.0	1,287	105	0.0
歳出総額(イ)	29,418	19,185	△ 1.2	27,478	18,791	△ 2.1	27,551	18,800	0.0
人件費	4,943	4,714	0.1	4,919	4,690	△ 0.5	4,846	4,617	△ 1.6
扶助費	5,316	1,667	0.0	5,316	1,667	0.0	5,316	1,667	0.0
公債費	4,268	4,119	△ 1.7	4,175	3,994	△ 3.0	4,220	4,039	1.1
物件費	4,098	3,059	1.9	3,841	2,926	△ 4.3	4,057	3,064	4.7
維持補修費	150	139	0.0	150	139	0.0	150	139	0.0
補助費等	3,886	2,395	△ 1.2	3,971	2,392	△ 0.1	3,986	2,307	△ 3.6
投資的経費	3,748	906	△ 21.1	2,203	848	△ 6.4	2,075	833	△ 1.8
繰出金	2,423	2,042	2.4	2,397	1,990	△ 2.5	2,375	1,989	△ 0.1
その他	586	144	0.0	506	145	0.7	526	145	0.0
収支(ウ)=(ア)-(イ)			△ 810			△ 565			△ 602
基金取崩し額(エ)			810	565		565	602		
最終収支(オ)=(ウ)+(エ)	(1)					0			0
累積赤字(力)			0			0			0
年度末基金残高(キ)			3,032			2,467			1,865

表1の収支(ウ)のとおり、現状では令和3年度から令和7年度までの5年間で毎年度約5.7億円から約10.5億円の収支不足が発生することになります。

今後しばらくの間は基金の取崩し等により財政運営が可能でありますが、基金を取り崩さなくても財政運営が行えるよう、また、社会経済情勢の変化に伴う市税収入の減少や、災害の発生により生じる予期せぬ支出の増加等に備え、計画的に基金を積み立てるとともに、徹底した歳出構造の見直しを行う必要があります。

## 3 中期財政見通し(財政健全化取組後)

前述の健全化施策を実施した場合の中期財政見通しは、次のとおりです。

表2 財政健全化後の中期財政見通し(令和3年度~令和7年度)

(単位:百万円,%)

	令和2年度当初予算			令和4年度 計画額 (健全化後)				
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	対健全 化前	事業費	一般財源	対前 年比
歳入総額(ア)	29,821	18,236	29,678	18,115	0.2	29,383	18,412	1.6
市税(地方税)	3,473	3,473	3,433	3,433	1.0	3,459	3,459	0.8
地方譲与税	255	255	239	239	0.0	239	239	0.0
各交付金	771	771	747	747	0.0	902	902	20.7
地方特例交付金	13	13	18	18	0.0	18	18	0.0
地方交付税	13,149	13,149	12,848	12,848	0.1	13,200	13,200	2.7
国県支出金	7,240	29	7,202	16	0.0	6,911	29	81.3
市債(地方債)	3,704	440	3,447	672	0.0	2,832	460	△ 31.5
その他	1,215	104	1,744	141	0.0	1,822	105	△ 25.5
歳出総額(イ)	30,593	19,008	29,933	18,370	△ 2.7	29,827	18,856	2.6
人件費	4,914	4,686	4,964	4,732	0.0	4,940	4,711	△ 0.4
扶助費	5,287	1,655	5,304	1,661	0.0	5,316	1,667	0.4
公債費	3,821	3,787	3,924	3,819	0.0	4,310	4,192	9.8
物件費	3,905	2,983	3,969	2,842	△ 8.9	3,838	2,716	△ 4.4
維持補修費	151	139	164	151	0.0	151	139	△ 7.9
補助費等	4,011	2,240	3,869	1,948	△ 9.4	3,778	2,204	13.1
投資的経費	5,288	1,090	4,704	1,037	△ 2.8	4,401	1,088	4.9
繰出金	2,454	2,000	2,439	2,019	0.0	2,427	1,995	△ 1.2
その他	761	427	596	162	0.0	666	144	△ 11.1
収支(ウ)=(ア)-(イ)		△ 772	△ 255			△ 444		
基金取崩し額(エ)		772	255			444		
最終収支(オ)=(ウ)+(エ)		0			0			0
累積赤字(力)		0	0				0	
年度末基金残高(キ)		5,698			5,443			4,999

<sup>※「</sup>最終収支(オ)」は、収支(ウ)の不足額を基金の取崩しにより補てんした後の収支です。

<sup>※</sup>四捨五入のため、歳入総額(ア)と歳出総額(イ)は内訳の合計と一致しない場合があります。

(単位:百万円,%)

	令和5年度 計画額 (健全化後)				令和6年度 計画額 (健全化後)			令和7年度 計画額 (健全化後)			
	事業費	一般財源	対前 年比	事業費	一般財源	対前 年比	事業費	一般財源	対前 年比		
歳入総額(ア)	28,617	18,410	0.0	27,071	18,260	△ 0.8	27,192	18,232	△ 0.2		
市税(地方税)	3,467	3,467	0.2	3,402	3,402	△ 1.9	3,394	3,394	△ 0.2		
地方譲与税	239	239	0.0	239	239	0.0	239	239	0.0		
各交付金	902	902	0.0	902	902	0.0	902	902	0.0		
地方特例交付金	18	18	0.0	18	18	0.0	18	18	0.0		
地方交付税	13,189	13,189	△ 0.1	13,104	13,104	△ 0.6	13,085	13,085	△ 0.1		
国県支出金	6,765	29	0.0	6,467	29	0.0	6,603	29	0.0		
市債(地方債)	1,482	460	0.0	1,332	460	0.0	1,263	460	0.0		
その他	2,554	105	0.0	1,606	105	0.0	1,686	105	0.0		
歳出総額(イ)	28,860	18,653	△ 1.1	27,069	18,258	△ 2.1	27,186	18,226	△ 0.2		
人件費	4,943	4,714	0.1	4,919	4,690	△ 0.5	4,846	4,617	△ 1.6		
扶助費	5,316	1,667	0.0	5,316	1,667	0.0	5,316	1,667	0.0		
公債費	4,267	4,117	△ 1.8	4,166	3,985	△ 3.2	4,175	3,995	0.3		
物件費	3,896	2,760	1.6	3,696	2,653	△ 3.9	3,934	2,791	5.2		
維持補修費	150	139	0.0	150	139	0.0	150	139	0.0		
補助費等	3,692	2,169	△ 1.6	3,773	2,151	△ 0.8	3,787	2,058	△ 4.3		
投資的経費	3,457	901	△ 17.2	1,978	839	△ 6.9	1,876	825	△ 1.7		
繰出金	2,423	2,042	2.4	2,397	1,990	△ 2.5	2,375	1,989	△ 0.1		
その他	716	144	0.0	676	145	0.7	726	145	0.0		
収支(ウ)=(ア)-(イ)			△ 243			2			6		
基金取崩し額(エ)			243			0			0		
最終収支(オ)=(ウ)+(エ)			0			2			6		
累積赤字(力)			0			0			0		
年度末基金残高(キ)			4,756			4,758			4,764		

## (1) 財源調整基金(財政調整基金及び減債基金\*55)の残高



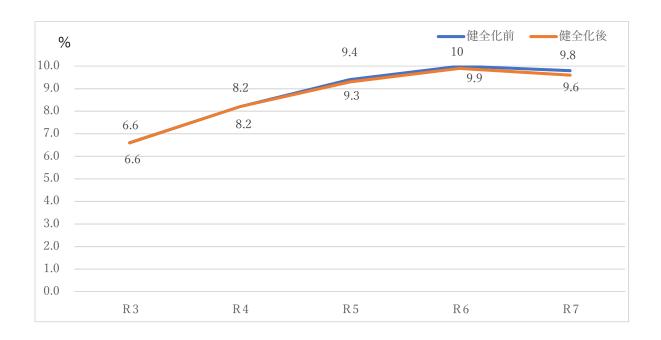
- 〇本市の財源調整基金の令和 2 年度末残高は、約 56 億 9,800 万円となる見込みです。
- 〇財政見通しに基づき試算した結果、健全化施策の実施による財源調整基金の残高は、段階 的に解消され、取崩額も減少します。
- Oしかしながら、取組期間中に、これまで活用してきた合併特例債の発行限度額を迎えることなどから、特定目的基金の活用などにより財源の確保に努めます。

#### (2) 経常収支比率の推移



- 〇財政見通しに基づき試算した結果、今後、公債費の増加により令和4年度をピークとして歳出 経常一般財源が増加し、経常収支比率は今後5年間で増加する見込みです。
- 〇比率が高くなると、政策的な財政需要に対する余力が乏しくなることから、過度に比率が大き くならないよう歳出経常一般財源の縮減を図りながら、数値の適正化を図ります。

#### (3) 実質公債費比率の推移



- 〇財政見通しに基づき試算した結果、過去に実施した建設事業等の財源として借入れた地方 債の償還金の増加により、実質公債費比率は今後5年間で、4 ポイント程度増加する見込み です。
- ○今後もインフラや公共施設の維持管理・更新等にあたり、財政負担の平準化や世代間の公平を図るため、地方債の活用は必要になりますが、過度な借入れは比率のさらなる上昇や後年度の収支不足を招く恐れがあることから、借入れには十分に注意するとともに、交付税算入率の高い起債の発行に努めます。

### 1 用語解説

### 《各種計画に関する用語》

1 五島市財政健全 化計画(財政改革 プラン) 〇合併直後の市の財政は危機的状況にあり、財政再生団体(旧財政再建団体)へ転落してしまう恐れがあったことから、財政健全化策を講じるため本計画を策定しました。これにより、合併当初の危機的な状況を回避し、以後は「財政改革プラン」と名称を変更し、第 2 次及び第 3 次と健全な財政運営の確立に向けて継続して取り組んでいます。

- ①第1次財政健全化計画
- ○財源調整基金の枯渇と五島市の財政再生団体への転落を回避することを目的として、平成 17 年 11 月に策定した「五島市財政健全化計画」及び平成 19 年 1 月に策定した「五島市財政健全化計画(平成 18 年度改訂版)」を指します。
- ②第2次財政改革プラン
- 〇平成 27 年度から開始される普通交付税の合併算定替の段階的縮減及び令和 2 年度からの一本算定による地方交付税の大幅な減少に備えるため、歳入に見合った歳出構造への転換を引き続き見直すことを目的として、平成 23 年 3 月に策定した「五島市財政改革プラン(第 2 次財政健全化計画(平成 23 年度~平成 27 年度))」を指します。
- ③第3次財政改革プラン
- 〇令和 2 年度の普通交付税合併算定替の終了に耐えられる財政基盤を構築することを目的として、平成 28 年 3 月に策定した「五島市財政改革プラン(平成 28 年度~令和 2 年度)」」を指します。

2 五島市まち・・ひと・ しごと創生人ロビジョン・総合戦略 〇「人口ビジョン」とは、五島市の人口の現状を分析し、人口に関する認識を市民と共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。また、「五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、今後5年間の基本目標、基本的方向、具体的な施策をまとめたもので、五島市の持つ強みと地域資源を最大限活用し、良質な雇用の創出、交流人口の拡大、子育て支援とこれらを支えるまちづくりに取り組み、人口ビジョンを踏まえた人口減少対策を推進するものです。なお、「総合戦略」を市政運営の基本方針としています。

- ①平成 27 年 12 月策定「(第1期)五島市まち・ひと・しごと創生人ロビジョン・総合戦略」 (H27~R元年度)
- ②令和元年12 月策定「第2期五島市まち・ひと・しごと創生人ロビジョン・総合戦略」 (R2~R6 年度)

3	第4次五島市行政	〇経済社会変動などの行政環境の変化に即した行政需要に的確に対応し、市民サービスのより―		
3	3			
		図るなど、新たな行政改革として市の考え方や進め方をまとめた「第 4 次五島市行政改革大綱(実		
		施期間:令和 2~6 年度)」を令和元年12月に策定しました。		
		○第 4 次五島市行政改革の推進にあたっては、単にコスト削減のみを目指すのではなく、市民に新		
		たな価値を届け、より暮らしやすく豊かなまちを次世代に繋ぐ「創造的な行政改革(意識改革・発想		
		転換・創意工夫)」を行政と市民が一体となって取り組むこととし、①市民とともに進める新たな行政		
		サービスの提供、②社会情勢の変化に対応できる組織づくり、③健全な財政運営の三つの基本方		
		針(3 つの柱)に基づき、具体的な施策に取り組んでいます。		
1	五島市定員適正 〇五島市の定員管理については、合併直後の危機的財政状況を背景に行政改革を			
4   4   旧本の   日本の   日本の		組みとして、平成18年8月に「五島市定員適正化計画」を策定し、これまで第3次にわたる定員適		
	計画) 正化計画に基づき、一貫した職員数の削減により定員の適正化に取り組んできました。その結			
		員数は、平成16年8月合併当初の800人から226人の削減を行い、平成31年4月1日の職員数		
		は、574人となり人件費抑制に一定の成果を挙げています。しかし、自主財源や普通交付税の減少		
		が見込まれる中で、最少の経費で最大の効果を挙げるという基本理念のもと、定員管理については		
		継続して取り組む必要があるため、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする「第4次五		
		島市定員管理計画」を策定し、新たに、令和2年4月1日の目標職員数「一般行政職 470 人」から		
		「15 人削減(3.2%)」を目標数値として設定し、計画的な定員の管理を行っています。		
5	五島市公共施設	〇五島市では、市町村合併により、学校、公民館、庁舎等の建物施設や、道路、上下水道等のイン		
	等総合管理計画	フラ施設を多く保有(継承)することになりました。今後は、維持管理・修繕・更新・解体に係る多額の		
		経費が必要になることが危惧されることから、五島市の公共施設等の適正配置と有効活用の方向		
		性を明確にし、今後の公共施設の在り方についての基本方針を示すことを目的として「五島市公共		
		施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定しました。		
		〇策定時点での五島市が保有する公共施設(建築物)は、全 704 施設、1,333 棟、総延床面積約		
		34.0 万㎡となっており、人口 37,327 人(平成 27 年国勢調査)で換算すると、人口一人当たりの床		
		面積は、9.09 ㎡/人となり、全国の平均 3.75 ㎡/人及び長崎県の 5.29 ㎡/人を上回ることになりま		
		す。		

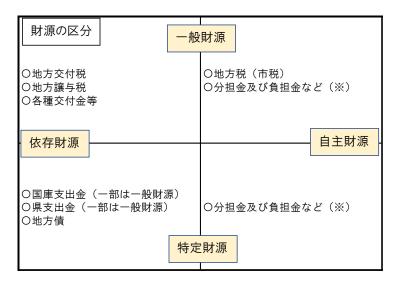
## 《予算や会計に関する用語》

	1	
6	予算	〇一般に、一定期間における収入及び支出の見積もりをいい、その会計年度において、市行政がど
		のような形で行われるかを具体的に表現した一覧表。
		○歳入予算は、収入の見積りを表し、歳出予算は見積りであると同時に、支出の限度や内容を制限
		する拘束力を有しています。
7	会計の区分	○地方公共団体の会計は、単一のものであることが原則ですが、地方公共団体の事務は複雑多岐
'		にわたっており、一つの会計ですべてを処理することとなれば、予算の理解を困難にし、財政の明確
		適正化を期するという本来の趣旨に反することになります。そのため、一般会計と特別会計に区分
		し、お金の流れをわかりやすくしています。
8	一般会計	○福祉・教育・道路整備・消防・ごみ処理など、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を経理
0		する会計。
9	特別会計	○特別会計は、特定の事業実施にあたり、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区
9		別して経理する必要がある場合に設置されます。
		〇五島市には、五島市特別会計条例に基づき、(1) 国民健康保険事業特別会計、(2) 介護保険
		事業特別会計、(3)後期高齢者医療特別会計、(4)診療所事業特別会計、(5)大浜財産区特
		別会計、(6) 本山財産区特別会計、(7) 下水道事業特別会計、(8) 公設小売市場事業特別会
		計、(9) 港湾整備事業特別会計、(10) 交通船事業特別会計、(11) 土地取得事業特別会計の
		11 の特別会計があります。
10	普通会計	○全国の市町村を統一的な基準で財政比較するために、地方財政統計上で統一的に用いられて
10		いる会計区分で、五島市の場合、一般会計に診療所事業特別会計及び土地取得事業特別会計を
		合算した会計区分をいいます。

## 《歳入に関する用語》

11	一般財源	○財源の使途が特定されず、自由に使える収入を一般財源といい、主なものとして、地方税、地方
' '	特定財源	譲与税、地方特例交付金及び地方交付税などがあります。
		〇一方、 国庫(県)支出金、地方債など、使途が最初から決まっていて自由に充当できない財源を
		特定財源といいます。
12	自主財源	〇市が自らの権限に基づいて自主的に徴収できる財源をいい、以下の市税(地方税)、分担金及び
12		負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の 8 予算科目がこ
		れに該当します。
		〇自由に使い道を決めることができるため、この割合が高いほど財政の自主性と安定性が高いと言
		え、逆に、自主財源比率が低い自治体ほど、国の財政支援(地方交付税の交付額など)に大きく依
		存することになります。
13	市税(地方税)	〇市民の皆様から納めていただく市の税金で、五島市では、市民税・固定資産税・軽自動車税・市
13		たばこ税・鉱産税・入湯税・都市計画税が該当します。
14	分担金及び負担	〇市が特定の事業に要する経費に充てるため、その事業によって利益を受ける個人や団体からその
14	金	受益の範囲において支払っていただくもので、保育所入所負担金や老人福祉施設入所負担金など
		が該当します。
15	使用料及び手数	○使用料は、市の行政財産や公の施設の使用・利用の対価としてその使用者や利用者に支払って
15	料	いただく料金で、土地や建物をはじめ、市営住宅や体育館などの使用料のことです。
		○手数料は、地方公共団体の事務で、特定の者のために提供する役務に対し、その費用の対価と
		して支払っていただく料金のことで、戸籍・住民票・印鑑証明やごみ処理などの手数料が該当しま
		す。
16	財産収入	〇地方公共団体が有する財産にかかる貸付けや売払い等によって生じる現金収入。
10		
17	繰入金	○地方公共団体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金などの会計間における現金の移
1 /		動のことをいいます。
		〇特別会計設置の目的とされている事業の遂行に必要な財源に不足が生じる場合には、必要によ
		り一般会計等から資金の繰入れを行って財源補てんをしなければならない場合が起こり得ます。
		○また、一般会計の歳入に不足が生じる場合には、財政調整基金を取り崩して一般会計に繰り入
		れ、不足額を補うことがあります。このほか、特定目的基金として積み立てられた基金等は、直接基
		金から設置目的を実現するための支出をすることができないため、必ずいったん一般会計又は特別
		会計に繰り入れて支出されることになります。
1.0	諸収入	○特定の歳入のための科目ではなく、他の歳入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称。
18		
10	依存財源	○国や県の意思により、定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入で、五島市では、地
19		方讓与税·利子割交付金·配当割交付金·株式等譲渡所得割交付金·法人事業税交付金·地方
		消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・環境性能割交付金・国有提供施設等所在市助成交付
		金・地方特例交付金・地方交付税・交通安全対策特別交付金・国庫支出金・県支出金・市債の 15
L	1	

		予算科目がこれに該当します。	
地方譲与税・各交 ○国や県が徴収した税の全部又は一部を市に譲与・配分するもので、五郎		○国や県が徴収した税の全部又は一部を市に譲与・配分するもので、五島市の地方譲与税には、	
20	20		
		Oまた、交付金としては、利子割交付金·配当割交付金·株式等譲渡所得割交付金·法人事業	
		交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・環境性能割交付金・国有提供施設等所在	
		市助成交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金があります。	
21 地方交付税 ○地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間		〇地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべて	
Z I		の地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収	
		し、一定の合理的な基準によって再配分する、言わば「国が地方に代わって徴収する地方税」という	
		性格をもっています。また、地方交付税には「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があり、特別交	
		付税は、普通交付税に反映されない災害などの特別な需要に対して交付されます。	
		〇地方交付税総額の94%が普通交付税、6%が特別交付税とされています。	
2.2	国庫支出金(県支	〇国(県)が、特定の事務事業に対し、公益性があると認め、使途を定めて交付する給付金で、国が	
22	出金)	地方公共団体と共同責任を持つ事務に対して、経費の負担区分を定めて国が義務的に負担する	
		負担金(生活保護費負担金など)、特定の事務事業の実施を奨励するなど、その施策を行うため特	
		別の必要があると認めるときに交付する補助金(社会資本整備総合交付金など)、国や県が事務を	
		市町村に委任しその費用を負担する委託金に分類されます。	
0.0	地方債(市債)	〇地方債とは、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度	
23 を超えて行われるものをいいます。また、地方債を起		を超えて行われるものをいいます。また、地方債を起こすことを起債といいます。	
		○学校建設や道路整備のように臨時的に多額の費用が必要となる場合、将来の住民にも経費を分	
		担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合などに起債することがで	
		きます。	
		○また、近年、地方自治体の財源不足に対処するために発行できる臨時財政対策債も地方債に含	
		まれます。	
		l	



※分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入は自主財源で「一般財源」「特定財源」どちらもあります。

## 《歳出(目的別)に関する用語》

	T		
24	目的別歳出	〇支出の行政目的を基準とした分類方法で、市の行政目的別の予算の比重を知ることができます。	
Z <del>T</del>		五島市の目的別歳出は、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土	
		木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金及び予備費の 14 予算科目に分類されて	
		います。	
25	総務費	○全般的な管理事務、戸籍、統計、徴税、選挙などの経費。	
25		(他の経費に該当しない経費も含みます。)	
26	民生費	〇市民が一定水準の生活と安定した社会生活を保障するための必要となる経費で、社会福祉、障	
20		害者、高齢者、児童福祉、生活保護及び災害救助関係などの経費。	
27	衛生費	○市民が健康にして衛生的な生活環境を保持するための経費で、ごみ処理の経費や予防接種など	
21		の健康維持・増進のための経費。	
28	土木費	○道路や街路、河川、港湾、公園などの整備・維持管理のための経費。	
28			
20	消防費	○消火事務のみならず広く風水害・地震・津波を含んだ災害防除又は災害が生じた場合の被害の	
29		軽減のためのすべての活動経費。	
20	教育費	〇小・中学校教育、文化財の保護、公民館、図書館、体育館などの活動・運営のための経費。	
30			
		I	

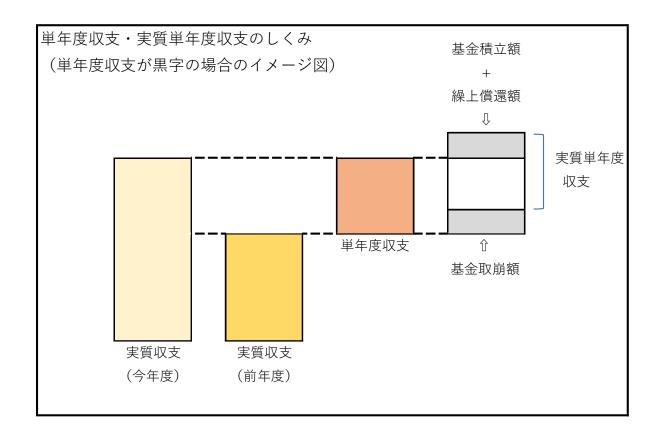
## 《歳出(性質別)に関する用語》

	Т	
31	性質別歳出	○支出の経済的性質を基準とした分類方法で、財政の健全性や弾力性など財政の体質を知ること
01		ができます。五島市の性質別歳出は、義務的経費、消費的経費、投資的経費及びその他の経費に
		分類されています。
32	義務的経費	〇人件費、扶助費及び公債費で構成され、支出が義務づけられ任意に節減しにくい経費のことで、
32		この割合が高いと財政構造が硬直しているとされます。
33	人件費	○職員に支給される給与、退職手当、共済組合事業主負担金等のほか、首長や議会議員などの
_ SS		特別職に支給される給与などの経費。
34	扶助費	〇地方公共団体が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づいて、あるいは地方
J4		公共団体単独において、被扶助者の生活を維持するために支出される経費。
35	公債費	〇公債費とは、地方公共団体が資金を調達するため、過去に借入れた地方債の返済にかかる元利
_ აა		償還金と、一時借入金の利子の支払いに要した経費。
36	消費的経費	〇経費支出の効果が当該支出年度又は極めて短期間で終わるものを消費的経費といい、物件費、
00		維持補修費及び補助費等で構成されます。
37	物件費	○維持補修費、補助費等以外の市が支出する消費的性質の経費の総称で、消耗品をはじめ、委
3/		託料、使用料及び賃借料など事務を執行するために必要な経費が含まれます。
38	補助費等	〇各種団体などに支出される負担金や補助金、火災保険・自動車損害保険等の保険料などの経
50		費が含まれます。
39	投資的経費	○支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費で、
 		大きく普通建設事業費及び災害復旧事業費に分けられます。
10	普通建設事業費	○道路、橋りょう、学校、公民館などの公共用又は公用施設の新増設等のための建設事業に要す
40		る投資的経費。
41	災害復旧事業費	〇降雨、暴風、洪水、地震、高潮その他の災害によって被害を受けた施設等を原形に復旧するた
41		めの事業をいい、これに要する経費を災害復旧事業費といいます。
42	積立金	〇財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年
42		度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭
<u>L</u>		をいいます。
43	繰出金	〇一般会計と特別会計、又は、特別会計相互間において支出される経費。
_ <del>4</del> ა		
	•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

## 《財政指標等に関する用語》

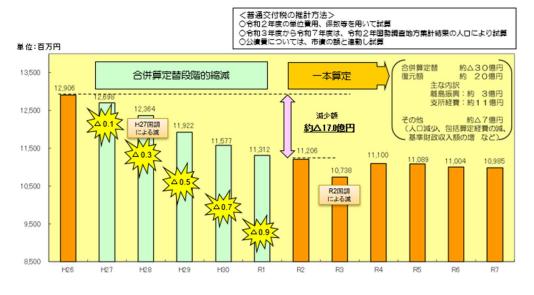
44	形式収支	○歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。
15	実質収支	○当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越
45		すべき継続費逓次繰越(継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り越すこと。)、繰
		越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出
		を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。)等の財源を控除し
		た額。
46	単年度収支	○実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと
40		で、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。
47	実質単年度収支	〇単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加
4/		え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額。
48	標準財政規模	○当該地方公共団体の標準的な状態での一般財源の規模を表すもので、地方税、普通交付税な
40		どの計。
49	財政力指数	○当該地方公共団体の財政基盤の強さを表す指数で、この指数が高いほど自主財源の割合が高
49		く、財政力が強いことになります。
50	経常収支比率	〇地方税や普通交付税などの使途が特定されていない経常的な収入が、人件費や扶助費、公債
30		費などの経常的な経費にどれくらい充当されたかを示す指標で、比率が低いほど、自由に使えるお
		金が多く独自の施策に使える財源に余裕があることになります。
51	実質公債費比率	〇一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表すも
31		ので、公債費の水準を測る指標。
		〇平成19年度決算より財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つとなっており、この指標が
		18%以上の団体にあっては、地方債の発行にあたり公債費負担適正化計画の策定が求められると
		ともに、国または県の許可が必要となります。また、25%以上で財政健全化法に基づく「財政健全化
		団体」に、35%以上で「財政再生団体」となり、財政健全化計画、財政再生計画の策定が求められ
		るとともに、地方債の発行はそれぞれの計画を勘案して許可されます。
52	財政の健全性を示	〇地方自治体の財政状況における早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの
52	す指標	財政指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)が定められてい
		ます。





## 《その他》

ΕO	臨時財政対策債	〇本来ならば、国が地方交付税を「現金」で用意しなければならないところですが、国も財政状況が	
53		厳しく、地方交付税を確保することが難しい状況になっています。そこで、国が地方交付税として現	
		金で用意できない分を各地方公共団体がそれぞれ借入れをすることで不足分を確保する借入金を	
		「臨時財政対策債」といいます。	
		○各地方公共団体が借入れした臨時財政対策債の元金と利子の返済に対しては、国が地方交付	
		税を措置することとなっており、地方公共団体にとっては、借金ではありますが、将来的には地方交	
		付税の増額となって返ってくるものといえます。	
54	財政調整基金	○経済の不況などによる市税収入の大幅な減少や、災害の発生により生じる予期せぬ支出の増加	
34		などに備え、年度間の財源の不均衡を調整し、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため	
		に積み立てている基金。	
55	減債基金	○地方債の償還及びその信用保持のために設けられる基金で、後年度の地方債元利償還金に充	
	当するために積み立てられる基金。		
		〇なお、財政調整基金及び減債基金の2つを「財源調整のための基金」として、一般会計の収支不	
		足額の補填のために活用することとし、ここでは、「財源調整基金」といいます。	
56	合併特例債	〇新市建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費について、当初は合併年度及びこれに続	
30		く10年間に限り、地方債(充当率95%)を財源とすることができるとされておりましたが、これまで	
	2011 年に合併後15年間に延長、更に 2018 年に 20 年間に再延長されています。なお、元		
		還金の70%が普通交付税によって措置されます。	
57	普通交付税合併	〇合併年度及びこれに続く10か年度(その後、5か年度は、段階的に縮減)は、合併関係市町村が	
07	算定替	なお合併前の区域をもって存続した場合に算定される普通交付税の合算額を保証するもので、合	
		併により普通交付税の不利益を被ることがないようにされた優遇措置。	
	(五島市の場合、旧1市5町分で算定)		
		〇五島市では、下図で表すとおり平成27年度から5年間かけて段階的に縮減し、平成31(令和元)	
		年度をもって終了し、令和2年度から一本算定(合併算定替の段階的縮減の後、合併後の団体の	
		みの算定となる制度)となりました。	



853-8501 長崎県五島市福江町1番1号
五島市 総務企画部 財政課 財政班
TEL:0959-72-6111
FAX:0959-74-1994
AA.U9U9-/4-1994